

参 考（「正当な理由」の判断基準4の参考資料）

日常生活圏域別事業者数リスト

特定事業所集中減算における「正当な理由」の判断基準[規定4]における日常生活圏域内の事業所数

判定期間：令和7年9月1日～令和8年2月28日

| 日常生活圏域名 | 圏域に含まれる地域 | 事業所数 | | | |
|---------|---|------|--------|------|---------------|
| | | 訪問介護 | 福祉用具貸与 | 通所介護 | 地域密着型 通所介護 |
| 北エリア | 大字新倉、大字下新倉、新倉1～8丁目、 下新倉1～6丁目、白子2丁目15番～22番、 白子3～4丁目 | 7 | 0 | 4 | 0 |
| 中央エリア | 本町、中央1～2丁目、西大和団地、広沢1・3・4番、 丸山台1～3丁目、白子2丁目24の一部(和光パーク ファミリア) | 5 | 0 | 1 | 0 |
| 南エリア | 白子1丁目、白子2丁目1～14番、23番、24番の一部 (和光パークファミリアを除く)、25番～28番、 諏訪、諏訪原団地、広沢2番、南1～2丁目 | 4 | 0 | 3 | 0 |

*事業所数は判定期間の初日時点の数とする。